

## 信濃川水系河川整備計画 計画段階評価（上流部）検討委員会 規約（案）

### 第1条（名称）

本会は、「信濃川水系河川整備計画 計画段階評価（上流部）検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

### 第2条（目的）

委員会は、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

- 一 信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）のうち、信濃川上流部における治水対策について、北陸地方整備局が作成した計画段階評価（案）及びその対応方針（原案）について審議を行い、意見を述べるものとする。

### 第3条（委員会の委員及び組織）

委員会は、局長が設置する。なお委員会は、第2条の事務の完了をもって解散する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
- 3 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は会議を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。
- 5 委員長に事故があり、委員会に参加できないときは、委員長が予め指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

### 第4条（委員会）

委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長が行うものとする。

### 第5条（情報公開）

委員会は原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができます。

### 第6条（委員会の庶務）

委員会の庶務は、北陸地方整備局河川部河川計画課、千曲川河川事務所において処理する。

### 第7条（規約の改正）

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得て、これを行う。

第8条（雑則）

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、平成26年 7月 日から施行する。

## 信濃川水系河川整備計画 計画段階評価（上流部）検討委員会

## 委員名簿

氏 名	所 屬 ・ 役 職 等	備 考
石川 利江	ISHIKAWA地域文化企画室 代表	
加藤 久雄	長野市長	
黒岩 範臣	元 信濃毎日新聞社 編集委員	
小山 邦武	NPO法人 信越トレイルクラブ 代表理事	
笠澤 浩	長野市地方文化財保護審議会長	
島野 光司	信州大学 理学部 准教授	
田原 健成	長野県 水産試験場場長	
富所 五郎	信州大学 名誉教授	
平林 公男	信州大学 繊維学部 教授	
平松 晋也	信州大学 農学部 教授	
水谷 太一	元 長野県勘左衛門堰土地改良区理事長	
宮澤 淳治	千曲市「水辺の楽校」運営委員長	
宮澤 宗弘	安曇野市長	
山崎 隆之	長野大学 環境ツーリズム学部 准教授	

※五十音順、敬称略